

氏 名：杉 山 秀 子

学 位 の 種 類：博士（政策研究）

学 位 記 番 号：博政策第七七号

学位授与の日付：2018年3月3日

学位授与の要件：学位規則第4条第1項

学 位 論 文 題 目：コロンタイ；理想と現実

—ジェンダーから見たロシアにおける女性の社会的地位—

主査：小 倉 信 次（千葉商科大学大学院政策研究科教授 博士（経済学））

副査：熊 岡 洋 一（千葉商科大学大学院政策研究科客員教授 博士（商学））

副査：齊 藤 壽 彦（千葉商科大学大学院政策研究科客員教授 博士（商学））

副査：高 田 一 夫（千葉商科大学大学院政策研究科客員教授 社会学修士）

副査：瀬 戸 岡 紘（駒澤大学名誉教授 商学修士）

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 学位請求者のバックグラウンド

杉山秀子氏は1943年9月20日に生まれ、早稲田大学第一文学部（露文専修）を66年3月に卒業した。引き続いて同大学大学院文学研究科修士課程に進み、1969年3月文学修士の学位を取得した。その後、モスクワ大学への留学を経て、79年4月駒澤大学外国語部に専任講師として採用された。83年4月に助教授、また89年4月に総合教育学部の教授となり、2013年4月に名誉教授となって以降も研究活動・学会活動などに携わり今日に至っている。

所属学会では日本ロシア文学会員、日本スラヴ・東欧学会員、世界文学会運営委員・評議員、日本女性学会のユーラシア研究所運営委員長などを歴任し、研究活動では①ロシア・ソヴェート文学研究、②ロシア近代思想研究、③日露比較文化・文学研究、④フェミニズムとコロンタイ研究などの分野で多くの著書・論文を発表している。コロンタイ研究では『もう一つの革命 アレクサンドラ・コロンタイ〈その事業〉』（学陽書房、1994年）、『コロンタイと日本』（新樹社、2001年）などの著書のほか、論文に「日本におけるコロンタイ受容」（欧文）『日本スラヴ東欧学会』13号（1992年）などがある。

このようにすでに多くの研究成果を挙げていた杉山秀子氏であるが、さらに博士学位取得のために2012年4月本学政策研究科に入学した。氏の博士学位請求論文が提出されたのは2017年1月である。

2. 論文の構成と要旨

本論文は、ソヴェート政権揺籃期の国家保護人民委員（国家保護は今日の社会保障、人民委員は大臣に当たる）を務めたコロンタイ（アレクサンドラ・コロンタイ、1872年3月31日－1952年3月9日）が成し遂げた偉業、すなわち男女同権に関する政策とそれを支えた論理に光を当てること、並びに、さらにその偉業に対する評価を通してコロンタイ像を描き直そうとしたものである。論文は序論、五部15章からなる本論、結論で構成されている。以下、それぞれの概要を記す。

【序論】

序論では、杉山氏の問題意識が示され、本論文における課題の設定と先行研究レビューが簡潔になされている。

フリードリッヒ・エンゲルスに代表されるマルクス主義的な女性解放論においては、資本主義下のフェミニズム運動に対してその限界が強調され、女性独自の解放のための闘いは単なる「ブルジョア的なもくろみ」に過ぎず、女性の解放は社会制度の変革のあとで達成されるものとされてきた。しかし、コロンタイは、権力が労働者の手にわたっても、女性と男性の意識改革と新しい制度や政策がきちんと遂行されなければ、いつまでたっても両性の真の解放はえられないとし、「女性は国家に対して男性と等しく働き、国家にまた新しい成員を与えるという二重の意味での義務が課せられている。それゆえ、国家も女性のその義務を女性が遂行できるように十分配慮すべきだ」との考えを堅持したが、こうしたコロンタイの考え方に杉山氏は自明の理として深い共感を寄せている。

こうした新しい制度と政策はロシア革命の成功によって現実のものとなった。その時期のコロンタイの動きは次の通りである。

1917年11月4日、国家保護人民委員部が設立され、主として家族政策を扱うこととなった。すでにコロンタイは1917年10月29日には人民委員すなわち今日でいう大臣に任命されていた。この時期コロンタイは墮胎の横行を防ぎ、母子を保護する目的で「母子宮殿」の設立を呼び掛け、家族政策の一環としてその設立に奮闘した。1917年11月19日には、婚姻と離婚に関する婚姻制度を抜本的に変化させる布告ができた。すなわち、「市民婚、子および身分登録保護の家族に関する布告」を行い、婚姻と離婚が教会を経ずに行われる自由が保障され、また庶子と嫡子の同権や、墮胎の横行に対して出産は女性の社会的権利と義務であることを高らかに宣言するものであった。そしてロシア史上初めて、「母子保護課」がコロンタイの手で設立されたのであった。

こうした問題意識を踏まえつつ、世界初の社会主義政権を樹立し、貧富の差をなくし、男女同権を約束したソヴェート政権の初期にあって、コロンタイが如何なる論理によって、母性と子供の権利を守り初期ソヴェート政権の特性である男女平等を唱道したか、またその後如何なる事情によってその功績が歪曲されていったかを明らかにするのがこの論文の課題だとしている。

【五部15章の概要】

五部15章の構成とタイトルは下記の通りである。

第一部「コロンタイの生い立ち」(第1章「生い立ち 世界初の女性大臣」、第2章「ロシア独特の女性解放思想」、第3章「マルクシズムへの覚醒とベーベルの影響」)

第二部「コロンタイの母性論」(第4章「誰に戦争は必要なのか」、第5章「母性原理」、第6章「母性論の集約『社会と母性』」、第7章「初期ソヴェート政権における母性と子供をまもる政策策定」)

第三部「コロンタイの恋愛観」(第8章「『赤い恋』にみられる衝撃的ネップ批判」、第9章「新経済政策—ネップと労働者反対派」、第10章「世間を驚かせたコロンタイの恋愛観」、第11章「超法規的性道徳論と恋愛観」)

第四部「コロンタイの家族論」(第12章「事実婚の衰退と登録婚の固定化へ」、第13章「事実婚主義の終焉へ」)

第五部「コロンタイ後の推移」(第14章「女性解放の挫折とその後」、第15章「プーチンの少子化対策」)

第一部第1章、第2章、第3章では、ロシアのオリジナリティー溢れた女性解放思想が、18世紀のメアリー・ウルストンクラフトの『女性の権利と擁護』が体现している欧米のブルジョア的女性解放論を乗り越えて、如何にマルクスの女性解放論に成長、発展していったか、また如何にロシアの家父長的思想のバックグラウンドに抗いながら革命的先達の影響を受け継いだか、について詳述されている。

特に第3章では、コロンタイのマルクスの女性解放論がドイツ亡命期のドイツ社会民主党員として活躍した時代にアウグスト・ベーベルから大なる影響を受けた事実を、コロンタイのベーベル追悼論文(1913年)により明らかにしている(この論文は杉山氏による本邦初訳である)。コロンタイは、如何に頭脳明晰かつ物事を公平に見ることが出来る資質の持ち主であり、富の偏在と搾取されている人びとへの並々ならぬ憤懣を抱くと同時に搾取されている下層階級の中でとりわけ女性が男性以上に過酷な状況に貶められている実態をつぶさに認識しうる能力を持っていたか、について記述されている。

第二部第4章と第5章は表裏一体の内容であり、第4章では第一次大戦中に動員されそうになっている各国労働者にその動員に応ずることによって自分たちが誰に奉仕することになるか、また何を犠牲にして動員されねばならないかを具体的かつ明確な事実を抉り出すことによって戦争に奉仕することの愚劣さを人びとの目に浮き彫りにさせていること、第5章では母親労働者の日常の実態を人びとに晒すことにより、その下層労働者としての生活が無自覚に資本家に奉仕させられるとするなら、それは資本家たちによって企てられた戦争に無自覚に奉仕することであり、そのことは取りも直さず大量の死を招きかねないことをパンフレットで熱弁していること、が述べられている。ここでコロンタイは、戦争は常に人を死の淵に追いやり、母性を守ることは即、生と平和を守る

という母性原理の哲学を簡潔な言葉で人びとに語りかけている。コロンタイはこれら大量の著作、教宣活動を通じて当時のヨーロッパでは押しも押されぬ革命家、アジテーターとしての地歩を築きあげた。

その当時第三国会の派閥に加わるモスクワグループに依頼されて、母性の保護と保障に関する法案を作成することになり、その依頼に応えるためにコロンタイは大英図書館に一時期閉じこもり、第6章の『母性と社会』を執筆した。この大著に基づく実践として第7章で論じている初期ソヴェート政権における母性と子供を守る政策策定と布告を準備した。コロンタイはソヴェート政権において世界初の女性大臣として参加し、さらにまた世界で初めて男女平等と宗教に関係ない市民婚を布告し、母性と乳幼児を守る政策を策定した。

第三部第8章と第9章では、レーニンが先導するネップの意義を肯定できず、党内でレーニンの譴責を受け政権を去ることになる経緯が論じられている。第10章、第11章では、ソヴェート政権発足当時、経済的閉塞状況、饑餓混乱、多数の文盲の存在などはコロンタイの論理を理解する以前の社会的、文化的段階であったこと、このような状況下でコロンタイがレーニンの承認を得て教会に宗教婚の放棄を認めさせ、市民婚を公布させたことは歴史に残る戦果であったことが論じられている。この市民婚と並列して事実婚も認定されていたが、事実婚が初期ソヴェートでは独特な法令として守られたことは画期的なことであった。事実婚は1926年から1936年まで社会主義法として世界に誇れる特異な存在であった。しかし、事実婚はマルクシズムを巡って家族のあり方について当時の政権では十分に討議されることなく、登録婚に移行せざるを得なかった。

第四部第12章では、事実婚の衰退と登録婚の固定化で、理想主義的原始共産主義の理論は潰え、次第に登録婚の原理が導入されるようになったこと、本論文が敢えて事実婚、登録婚の項目を設けたのは①男女の結びつきの中で経済状況が如何なるものであったのか、その比重を考慮に入れることは、その相対する力関係を見る上で大きなバロメーターになり得ること、②として1936年以降の登録婚の台頭がソヴェート社会ではどのような意味をもたらしたのかを俯瞰するためであることが述べられている。第13章では、1936年のスターリンの台頭により、政策的にも登録婚が国力強化策の一助として認定されるにいたったことが述べられている。

第五部第14章では、一時的に世界で初めて男女平等を謳った布告と政策は現実的には次第に女性の可能性と権利が狭められ、挫折を余儀なくされたことが述べられている。第15章では、女性解放の理念が後退、挫折した1992年以降、プーチンの国内政策がロシア宗教の力を借りて国内世論を統一化させるものであること、その閉鎖的宗教理念により女性解放のバックラッシュがたちどころに起こり、女性がかつて見られないほど内向きの生活意識の中に閉じ込められていることなどが力説されている。

【結論】

結論の部分では本論文で明らかになった点と今後のロシアの見通しについて以下のような忌憚のない意見が開陳されている。

この研究はこれでは到底終わらない。ネップ時代についてはレーニンの政策の緻密な研究がさらに必要であろうし、また何よりもしっかり論及すべきはスターリン専制政治時代のバックボーンとなった政治、経済の論述であろう。しかし当該ロシアではこれらのかちんとした総括は未だなされていない。むしろ日本の方で力作が出されている。ロシア革命100年を迎えて、和田春樹氏の大著『スターリン批判』、全6巻にのぼる不破哲三氏の大著『スターリン秘史』が刊行されたことは特筆すべきことがらである。今後ロシアにおける女性解放問題はソヴェート政権時代をテーマとしている経済学者、政治学者、またロシアでは今まで手薄であった社会学者、その他哲学・文学者たちとの協力の下に検証していくことが必要であろうと思われる。

3. 論文の評価

本論文の第1の成果は、コロンタイについてソヴェート政権揺籃期の僅か数ヶ月間に挙げられた家族政策と男女平等に関する政策に着目し、その分野におけるコロンタイの歴史的功績を明確にしたことである。具体的には、ソヴェート政権発足当時の経済的閉塞と饑餓混乱などの状況下でコロンタイがレーニンの承認を得て教会に宗教婚の放棄を認めさせ、市民婚を公布させたのが「歴史に残る戦果」だったとし、併せて、この市民婚とともに事実婚も認定されていたが、事実婚が初期ソヴェートでは独特な法令として守られたのは画期的なことだったと高い評価を下している。

本論文の第2の成果は、男女同権に関する偉業とそれを支えた論理に光を当てることにより従来の欠落部分を埋めコロンタイ像を正確に描き出したことにある。ロシアにおいては時代的な制約もあり、これまでコロンタイにまともに正面から触れたものが皆無に近い状況にあり、そのうち最も高く評価しうるイトキナ『革命家・雄弁家・外交官ーロシア革命に生きたコロンタイ』（大月書店、1971年）においてさえ、二月革命から国家人民委員としてのコロンタイのソヴェート政権における仕事の詳細な内容、1918年の党におけるレーニンとの軋轢、その後の労働者反対派の動き、またコロンタイが労働者反対派と行動を共にし、何故にレーニンの譴責を受けなければならなかったのかについての詳細が語られることはなく、その後の労働者反対派の運命についても一切語られていない。またコロンタイの独特な恋愛論についても詳述が避けられている。杉山氏はこうした時代的制約を受けることなく真実に迫り、より正確なコロンタイ像を提示することに成功している。

さて、このより正確なコロンタイ像の描き方に関して、コロンタイの恋愛論やネップをめぐる起こした分派行動などの負の側面を擁護するような立場には杉山氏は基本的に立っていないことに注意する必要がある。恋愛論を例に取ってみよう。コロンタイは

社会主義下での自由恋愛と家族解体を主張し、それには強い批判と反発が起きた。特に自由恋愛論については、小説『赤い恋』によってセンセーショナルに世界へ広まったが、評判というよりは寧ろ悪評としての「水一杯理論（性的な要求の充足は、一杯の水を得ることと同じくらい単純でなければならないと唱えるもの）」が生み出された。これがコロンタイの言ではないとされること、また結婚と家族に関する理論では、コロンタイがアウグスト・ベーベルの継承者であることを明らかにしつつも、「独特の恋愛論」として全面擁護はしてはいないように思われる。要するに、負の側面はそのまま受入れつつ、なおそれを補って余りある偉業の方に目を向ける手法をとっているのである。

本論文の第3の成果は、すでに第五部の概要で記したように、世界で初めて男女平等を謳った布告と政策が打ち出されたにも拘わらず、その後次第に女性の可能性と権利が狭められ、1992年以降にはロシア宗教の力を借りるプーチンの国内政策の下で、女性がかつて見られないほど内向きの生活意識の中に閉じ込められている状況を明らかにしたことに見られる。

この第五部の記述において杉山氏は敢えてルポルタージュの手法を使い、その状況を生々しく描き出している。ただ学術論文における異なる表現手法の混在に関して、第一部第3章後半部分と第二部第4章・第5章のほぼ全てが発掘貴重資料の翻訳（本邦初訳）から成っている点とともに、その是非を慎重に検討したが、本論文に限っては独特の味わいを醸し出す効果を生んでいることを重視して、特に異とするには至らなかったことを付言しておきたい。

4. 判定

以上を総合的に勘案して、審査員一同は杉山秀子氏が本学政策研究科において博士（政策研究）を授与されるに相応しい研究力量を有しているものと判断する。